

一 明治二十二年三月一日接署
第三編 第三十四九之號

押込船等に斯やと申すに於て甚だしく其旨を以て懸念するに如くは
に在るし之れ等下の如き事の場合に依りては國隊百の問題と
あつた事は無きことなり犯す等と南洋所屬に關する一二件
は悉く未だ中止と候

今更に西の如く前記の島(西洋型帆船にして西
原島水産補助船を以て昨年新造し島島司監督の下に
此島司より南洋所屬各島に傳へせしめ居る中にして
初め此の多船の設置せらるるに當り歸化人等を業然
しめし北海の數及捕鯨事業に従事せしめしと稱主たるし
めたるに豫定より船積小に之れ以上の漁業に従事す

不能する為め歸化人等は殆ど皆去つて居るに非ず
激甚しと業種を併進したるのみならず船人等無代償を以
捕獲する等捕獲の回船に對して悪感甚き船長居るのみならず
必ずや報復ありあましと申し居るべし(島島を滿船として
入港したし候に於ては時情向も英國大使館長先利
モロー氏使事等ありしを以て歸化米人口ハルトは各船
一件の事情より悪に回船は今回未だ(テサント島? 禁
嶺島)に在るに當り捕獲せしむる及昨年系滿島(船
籍沖繩縣船長にせむ船長長谷川)に因島に到
りて捕獲等(目下引揚中)の難を以て橋子其地捕獲

次管

東京府
如左

Rev. L. B. Clendenen

Livian'sky island
小笠原島(米船)

用兵等を遂行せしむるに本島民に害を及ぼす事と語つた事
 (竊に本島民に於ては此の事たるは本島民に害を及ぼす事
 可きは本島民の權利には干渉せず本島民の利益を害す事
 書山に在りし事(千々上)は本島民の利益を害す事
 リ一私に於て其の如き事あるは既に其の如し(違)法
 るを本島民は知らぬ事と(違)すりしか現存自記の監獄の
 下にある(違)本島民が本島民の權利を侵害す事(違)本島民の
 望む日本の國權を輔して其の如き事あるは本島民の利益を
 上は徳義上のみならず國法上の利益も然り(違)本島民
 政府は本島民の利益を害す事(違)本島民の利益を害す事
 調査したる事(違)本島民の利益を害す事(違)本島民の
 執事(違)本島民の利益を害す事(違)本島民の利益を害す事
 又は宣教師にして英國人たるは本島民の利益を害す事
 政府に於ては本島民の利益を害す事(違)本島民の利益を害す事
 し(違)本島民の利益を害す事(違)本島民の利益を害す事
 本島民の利益を害す事(違)本島民の利益を害す事(違)本島民
 には本島民の利益を害す事(違)本島民の利益を害す事(違)本島民
 此の事(違)本島民の利益を害す事(違)本島民の利益を害す事
 あり本島民の利益を害す事(違)本島民の利益を害す事(違)本島民
 本島民の利益を害す事(違)本島民の利益を害す事(違)本島民



5
は比判読を以て人事所より

早之平書

二月六日

あきふみ

外務省図書官印

右は書中に人名を記せるは事件の出来事を知るに必要なり

よき書に記せるは人名を記せしむるは必要なり

よき書に記せるは人名を記せしむるは必要なり

よき書に記せるは人名を記せしむるは必要なり

よき書に記せるは人名を記せしむるは必要なり

よき書に記せるは人名を記せしむるは必要なり

よき書に記せるは人名を記せしむるは必要なり

よき書に記せるは人名を記せしむるは必要なり

よき書に記せるは人名を記せしむるは必要なり

紙

八重原自父島

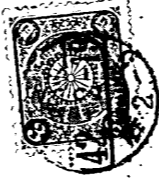
大村生

二月六日

3-1850

0176

東京市麹町区霞が外務省
外務大臣秘書官御中
至急



3-1850

0177



明治四十一年三月

九

日 起 草
日 發 遣

郡 司

明治四十一年三月九日接受

明治四十一年三月九日發遣

主 任



通商局長 代 閣

機 密

7 號

東京府知事宛

通商局長

帆船小笠原嶋丸ノ関ノ件

四十二年三月九日九記録酒類課

外 務 省

貴管下小笠原嶋丸司監督ノ下ニ同嶋遠洋

漢其出株式會社ノ使用ニ帆船小笠原嶋丸

ノ過般南洋航行中ノ行動ノ用ニ奥山

千代一ノ者ヨリ別紙写ノ通ノ申出有之

付事安否有無ニ調査ノ上何分儀以テ報

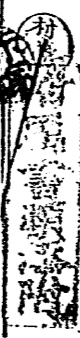
知成以別紙申出候事此段中^{及正誤存}述ノ也

(奥山千代一表信漢六三四五辨ノ字居付ノ)



明治四十一年五月五日

官署通文



半三

西曲良甲校才三也
 奉手三月九日付機密送茶七強
 石の心小笠原島遠洋漢業株武令社
 用セシメアル小笠原島船小
 船主系島丸、南洋一航行中、行動
 開シ御照会、了素、右、調
 屬、成、度、中、古、有、之、以、系、成、系、系
 古成度中殿及回等、也
 明治四十一年五月五日

東京府会事、阿部



小幡省通商局長、萩原守一殿

明治四十一年五月五日

東京府

3-1850

0179

命令書

小笠原島遊洋船株式会社

今般共社ニ別紙目録、船舶及物品ヲ
無料使用セシムル付左ノ各條ヲ命令ス

明治四十一年十月九日

小笠原島、司阿利孝太郎

第一條 船舶及物品ヲ使用シ明治四十一年十月

十日ヨリ十月三十一日十月九日迄二年間小笠原

島水産經濟ニ昇スル事、事項ヲ囑托ス

一 鯨魚試驗

二 鰩魚試驗

東京府

三 海流ノ具類採集試驗

四 鰹魚ノ腹内取捨試驗

五 鰹魚ノ鱗皮試驗

六 其他海産ノ魚類採集試驗

七 漁場ノ調査

第二條 小笠原島水産經濟ニ昇ル前條

以外ノ必要ナル調査及試驗ヲ小笠原島

司ヲ囑托シ、其會社ニ之ニ從事スル

小笠原島司ノ囑托ニ調査及試驗ニ

昇ル事、事項ヲ囑托シ、其會社ニ之ニ

從事スル事、事項ヲ囑托シ、其會社ニ

第三條 其會社ニ船舶及物品採集ノ供與ス

他が未だ自管ノ船全半何リシテ使用物件ヨ
リ生るぬ入リ左ノ半ニ申積立金ヲ為シテ
之ヲ積立金ニ銀行ニ預ケ入ル

一 凡牝船 五一般
二 近 備 ぬ入金方ノ計割以上

以前積立金ヲ積立セルトスルリヤハカ望原島島
司ノ許可ヲ受ケル

第四條 船舶及物品ハ第一條ノ目的以外ニ使用ス
ルコトヲ許サズ

第五條 船舶及物品ハ他人ニ使用セシメテモ其ノ他人
共同シテ使用スルコトヲ許サズ

第六條 船舶及物品ノ使用ニ付テハ一事業毎ニ
業務日誌ヲ備ヘ毎期其成績ヲカ望原島
島司ニ報告スル

但カ望原島島司ニ於テ必要ト認めルコトハ期
間内トシテ報告セシムルコトアリ

第七條 船舶及物品ノ引渡及返納ノ日時場
所ハカ望原島島司之ヲ指定ス

第八條 引渡及返納ノ間ニ於テ船舶及物
品維持ノ修理并シ其費用ハ其會社ノ負
担トス

第九條 カ望原島島司ノ許可ヲ受ケルコトアリセハ
船舶及物品ノ原形ヲ變更スルコトヲ得ズ

之ニ違フコトハ其會社ツレテ賠償セシムル
トス

第十條 船舶及物品ノ失毀損シタルコトハ其ノ

他が未だ自管ノ船全半何リシテ使用物件ヨ リ生るぬ入リ左ノ半ニ申積立金ヲ為シテ 之ヲ積立金ニ銀行ニ預ケ入ル	一 凡牝船 五一般 二 近 備 ぬ入金方ノ計割以上	以前積立金ヲ積立セルトスルリヤハカ望原島島 司ノ許可ヲ受ケル	第四條 船舶及物品ハ第一條ノ目的以外ニ使用ス ルコトヲ許サズ	第五條 船舶及物品ハ他人ニ使用セシメテモ其ノ他人 共同シテ使用スルコトヲ許サズ	第六條 船舶及物品ノ使用ニ付テハ一事業毎ニ 業務日誌ヲ備ヘ毎期其成績ヲカ望原島 島司ニ報告スル	但カ望原島島司ニ於テ必要ト認めルコトハ期 間内トシテ報告セシムルコトアリ	第七條 船舶及物品ノ引渡及返納ノ日時場 所ハカ望原島島司之ヲ指定ス	第八條 引渡及返納ノ間ニ於テ船舶及物 品維持ノ修理并シ其費用ハ其會社ノ負 担トス	第九條 カ望原島島司ノ許可ヲ受ケルコトアリセハ 船舶及物品ノ原形ヲ變更スルコトヲ得ズ	之ニ違フコトハ其會社ツレテ賠償セシムル トス	第十條 船舶及物品ノ失毀損シタルコトハ其ノ
--	------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	--	---	---	--------------------------------------	--	---	---------------------------	-----------------------



新度事由ヲ具シ小笠原島ニシテニ報告ス
 小笠原島ノ司ニ於テノ可成ノ亡失毀損ノ故
 急務ニ辦スルニ由ルルニテトキハ其會社
 ンテ賠償セシムルコトアル
 第十一條 此命令書ニ依リ小笠原島ノ司ヲ
 托シテ試驗ノ調査ニ要スル費用並ニ船
 及泊料ノ引度後返納ニ至ル間ニ要スル運
 運搬料一切ノ費用ハ其會社ノ負担トス
 第十二條 小笠原島ノ司ハ随時更替シ得テ船
 船及物品ヲ検査セシムルコトアル
 第十三條 此命令書第八條ノ條理ヲ為サルニ
 ヲハ返納ノ際指定ノ場所ニ運搬料ヲ為
 サルニキハ小笠原島ノ司之ヲ執行シ其費
 用ハ其會社ソレヲ負担セシムルコトス
 第十四條 此命令書第九條第十條第十一條
 第十二條第十三條第十四條第十五條第十六條
 第十七條第十八條第十九條第二十條第二十一條
 第二十二條第二十三條第二十四條第二十五條
 第二十六條第二十七條第二十八條第二十九條
 第三十條第三十一條第三十二條第三十三條
 第三十四條第三十五條第三十六條第三十七條
 第三十八條第三十九條第四十條第四十一條
 第四十二條第四十三條第四十四條第四十五條
 第四十六條第四十七條第四十八條第四十九條
 第五十條第五十一條第五十二條第五十三條
 第五十四條第五十五條第五十六條第五十七條
 第五十八條第五十九條第六十條第六十一條
 第六十二條第六十三條第六十四條第六十五條
 第六十六條第六十七條第六十八條第六十九條
 第七十條第七十一條第七十二條第七十三條
 第七十四條第七十五條第七十六條第七十七條
 第七十八條第七十九條第八十條第八十一條
 第八十二條第八十三條第八十四條第八十五條
 第八十六條第八十七條第八十八條第八十九條
 第九十條第九十一條第九十二條第九十三條
 第九十四條第九十五條第九十六條第九十七條
 第九十八條第九十九條第一百條

東京府

三

第十七条 小笠原島、司、何時よりとも討生
 証、驗ノ、囑、托、ヲ、解、ク、ト、ア、ル、ハ、此、場、合、に、於、テ、ハ、
 以、命、令、書、ハ、無、効、ト、ス
 第十八条 以、命、令、書、第、十、四、条、第、十、五、条、第、十、七、条
 ノ、指、令、ニ、於、テ、其、會、社、に、授、付、シ、タ、ル、事、ヲ、以、テ、
 之、カ、後、續、ノ、請、求、ヲ、為、ス、コ、ト、ヲ、指、ス

東京府

3-1850

0183

昔社所用ノ帆船由三原島九ノ借用ナリ
 今ノ船ヲ遠洋航海ノ業ニ用フルニ
 中興漁船試驗ノ為ニ明以四十一年十一月
 日出帆七泊致シ候ハ漁船中風向航流等
 ノ異係ヲ察得ノハ無人島ニ定メ港ニ滞
 留中ノ往來ノ難ヲ捕鳥ヲ為シテトアルモ
 幸キ目的の外ノ事ナラハ專ラ試験ニ從
 事シ漁獲ノ都合上本年二月廿一日歸島
 ニ再ヒ三月八日出帆致シ候存高港ノ島
 若其他船長以下不在ノ為ニ詳悉致ス
 候ニ此致ノ報失スヤ
 年月

東京府

中興島遠洋船會社

打

文書

大正

明治三十二年五月十四日

58

明治三十二年五月十六日 起 止
同 日 發 達

主任

特許

通商局長

濱田

濱田局長

阿部 奉 彦 付 出 示 状

帆船 小笠原島 船主 関スル 件

本年三月廿四日付 函 農 甲 執 亦 二 五 年

外務省

信 附 届 命 令 主 持 帆 船 小 笠 原 島

丸 小 笠 原 島 船 所 有 人 関 スル 諸 島

船 一 隻 之 命 令 條 件 付 出 示 状 帆 船 小

小 笠 原 島 船 主 関 スル 諸 島 船 主

使 用 セシメ 居ル 事 關 島 船 主 関 スル 諸 島 船 主

該 帆 船 所 有 人 其 又 命 令 之 旨 遵 行 スル 事

該 船 主 之 旨 遵 行 スル 事 關 島 船 主 関 スル 諸 島

ハ 言 フ 候 事 關 島 船 主 関 スル 諸 島 船 主 関 スル 諸 島

関に在会社、捏造とタル報告をヲ見ルコ
 小笠原島丸の事、一自島ニ計リ命令
 條件以外、捕鳥ニ従事とタルコトヲ自白
 之居リテ奥山千代一、密板ニ於テ鳥先ヲ
 内載シ、自島シ、又朱紋 *Siwankey Japan*
 ニ到リテ密獵溢獲セシコトアリト云ハルト事
 実符合所居、斯ノ如キ在会社ニ
 於テ多ク自島ニ命令及ニタルノコトナク
 外務省
 島産ニ關係有ル船舶ガ^{外島}密板ニ到リテ
 密獵ヲ為スルキコトアリテハ他日容易
 ナラサル問題ヲ惹起ス、吾等有志者以テ
 情事及小笠原島丸ノ事、其ノ對シ思案多ク
 取締ヲ為スル小笠原島丸ノ事、其ノ對シ
 查察及小笠原島丸ノ事、其ノ對シ思案多ク



917

明治四十二年五月十八日

通商局



美

酒曲農甲秘第ニ五號

第九四七三號

本月十一日付送第一九七六號ノ以テ管
内小笠原島廳所屬帆船小笠原島丸ノ南
洋航行中之行動ニ関シ御來示之趣ヲ承
任候右ハ將來嚴重ニ監督取締ヲ為スヘ
ク様通達取計置候條御承知相成度此致
及回答候也

明治四十二年五月十七日

東京府知事阿部



外務大臣伯爵小村壽吉郎殿

明治四十二年五月十九日

東京府